

第4号議案

行政不服審査法施行条例制定の件

行政不服審査法施行条例を次のように定める。

平成28年2月27日提出

京都地方税機構
広域連合長 中山 泰

行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(審査会の設置)

第2条 法第81条第1項の事項を処理するため、京都地方税機構行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人で組織する。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、2人以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(調査審議手続の併合又は分離)

- 第7条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合した数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。
- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人等にその旨を通知しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

- 第8条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

- 第9条 審査会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(その他運営に関する事項)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(費用負担等)

- 第11条 法第38条第6項において読み替えて適用する同条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、1枚につき20円を超えない範囲内において規則で定める額とする。
- 2 法第38条第1項の規定により交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料の他に送付に要する費用を納付して、審理員にその送付を求めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、審理員は、規則で定める理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(準用)

- 第12条 前条の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。

(罰則)

- 第13条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 第14条 前条の規定は、京都地方税機構の区域以外の区域において同条の罪を犯した者にも適用する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。